

平成 20 年度

環境バイオマス総合対策推進事業のうち

地域に根ざした環境バイオマスに関する意識改革（九州地域事業）
「地域の発意に基づく実地体験モデル事業」

公 募 要 領

平成 20 年 10 月

九州バイオマス発見活用協議会
事務局 株式会社 T R E S

1.総則

平成 20 年度における環境バイオマス総合対策推進事業のうち地域に根ざした環境バイオマスに関する意識改革（九州地域事業）「地域の発意に基づく実地体験モデル事業」（以下「本事業」という。）の企画を広く公募し、採択した事業の実施から成果の普及・啓発までの取組を支援することとする。

企画提案からモデル事業の実施等について、この要領に定める。

2.公募主体

本事業の公募主体は、九州バイオマス発見活用協議会（以下「協議会」という。）とし、以下に定める企画提案に係る諸手続きについては、協議会事務局の株式会社 T R E S が行う。

3.事業の目的及び内容

本事業の目的及び内容は、別添 1 の[環境バイオマス総合対策推進事業実施要綱](#)（以下「実施要綱」という。）第 2 の（3）に定められた「地域の発意に基づく実地体験」のとおりとする。

具体的には、地域に眠る未利用バイオマスの利活用、農林水産業を通じた地球温暖化対策及び生物多様性の保全に関する実地体験を実施し、参加者の意識改革を図ることとする。また、事業の成果について、協議会への報告のほか、広く普及・啓発に取り組むこととする。

4.応募団体の要件

本事業への応募は、民間団体（民間企業、公益法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人）とし、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）本事業を行う意志及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- （2）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- （3）九州農政局管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）に所在し委託事業全体及び補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

5.委託限度額及び委託契約件数

委託対象となる事業費総額の上限は 3,500 千円とし、委託件数は概ね 2 件とする。ただし、委託件数によっては委託金額を調整することがある。

事業対象経費は、別添 2 の「[環境バイオマス総合対策推進事業費補助金交付要綱](#)」（以下「交付要綱」という。）の別表 2 のとおりとする。

6.委託事業実施期間

実施期間は委託契約日から平成 21 年 3 月 13 日（金）までとする。

7.公募期間

平成 20 年 11 月 4 日（火）～11 月 18 日（火）までの 15 日間とする。

8.企画競争に関する説明会の開催

(1) 企画競争に関する説明会を以下の日程で開催する。

日時：平成20年11月7日（金）13：30～14：30

場所：熊本市国際交流会館 5階 「大広間B」

熊本市花畑町4番8号

TEL 096-359-2020

出席を希望する者は「企画競争に関する説明会出席届」（別紙様式1号）を18の「応募・照会窓口」へ提出（FAX可）すること。

(2) (1)の説明会への出席の有無は、応募資格とはしない。

9.企画提案書等の提出期限等

企画競争に参加を希望する者は、以下の書類を提出することとする。

(1) 提出書類と提出部数

- | | |
|------------------------|-------|
| ①企画提案書の提出について（別紙様式第2号） | （正1部） |
| ②企画提案書（別紙様式第3号） | （正1部） |
| ③事業費積算表（別紙様式第4号） | （正1部） |
| ④事業実施主体の直近の財務諸表（様式は任意） | （正1部） |

(2) 提出期限

平成20年11月18日（火）17時必着

(3) 受付時間等

- | |
|--------------------------------|
| ①受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日除く） |
| ②受付時間：10：00～12：00及び13：00～17：00 |
| ③受付場所：18の「応募・照会窓口」 |

10.企画提案会の開催

事業の企画競争審査は企画提案書等の書類審査のみとし、企画提案会は開催しない。

11.企画提案書等の選定について

- (1) 提出された提案書等の審査及び委託事業実施候補者の選定を行うため、活用協議会の下に「事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は協議会座長、副座長のほか、協議会座長が会員及び事務局から若干名を指名し組織する。
- (3) 審査委員会は、企画提案書等の審査の結果、得点の最上位の者から2者を本事業の委託事業実施候補者として選定する。ただし、2者の事業費合計額と事業費限度額との差額によっては、委託事業実施者候補者を追加選定することも可能とする。
- (4) 委託事業実施候補者から委託事業実施者辞退届（別紙様式第5号）の提出があった場合は、得点が次に高かった者を委託事業実施者候補者として選定する。
- (5) 事業費限度額に対し採択枠に余裕がある場合においても、企画提案の総合計得点の7割に満たないものは採択を見送るものとし、再度、企画公募を実施することとする。
- (6) 審査委員会は、非公開で行うこととし、企画提案書等の提出期限後速やかに開催する。

12.審査基準

企画提案書の採点に当たっては、企画提案内容の次の項目について採点を行う。

- (1) 事業の理解度が高いこと
- (2) 地域の特性を踏まえた内容であること
- (3) 事業実施に対する体制が整備されていること
- (4) 事業の内容方法が優れていること
- (5) 事業の経済性が優れていること
- (6) 事業の実現度が高いこと

13.審査結果の通知

審査結果については公募締切り後7日以内に参加者に対し文書により通知することとする。

14.参加申請書、提案書等の取扱い

提出された申請書、提案書等の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 提出した提案書は変更又は取り消しができない。
- (2) 提出された申請書、提案書は返却しない。
- (3) 提案書は、本要領の採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (4) 提出書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (5) 要件を有しない物が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (6) 提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

15.重複申請書等の制限

提出された提案が、同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金等を受けている場合は、審査の対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付の決定を取り消すこととする。なお、他の事業への申請段階（採択が決定していない段階）で、本事業に応募することは差し支えないが、他の事業への申請内容、採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外され、採択の決定又は、委託契約の締結が取り消される場合がある。

16.特許権等の帰属

本事業の実施により得られた特許権、特許登録を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」とします）等については、事業実施主体に帰属することとするが、以下の項目を遵守することを条件とする。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく協議会を経由して国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で、当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進する

ために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

- (4) 本事業期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業実施主体及び一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

17.提案書等に用いる言語

日本語とする。

18.応募・照会窓口

本公募要領に関する問い合わせ及び各種書類の提出先は、次のとおりとする。

九州バイオマス発見活用協議会事務局

株式会社 TRES

担当：福留 孝則

〒812-0016

福岡市博多区博多駅南 1 丁目 8 番 13 号博多駅南 R ビル 1F

TEL：092-413-0117

FAX：092-413-0116

E-mail：fukudome_takanori@tres-ltd.jp

また、本事業の詳細、様式のダウンロードについては、九州バイオマス発見活用協議会ホームページを参照すること。

<http://www.q-biomass.jp>